

令和8年度「ふくしま24時間子どもSOS電話相談事業」公募 プロポーザル仕様書等に関する回答書

令和8年2月19日

福島県教育庁義務教育課長

質問該当箇所	質問の内容	回 答
仕様書6 施設・設備（2）	電話相談室は、電話相談業務の専用ブースを設置するなど秘密保持に十分配慮した構造であり、かつ電話相談員が相談を適切に行えるよう労働条件に配慮した設備であること。（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格「ISO 27001」の登録範囲に含まれていること。）とありますが、具体的にはどのような施設になりますでしょうか？必ずしも受託者がISOやISMSを取得していることが必須条件になっているわけではないのでしょうか？	施設については、専用ブースの設置等により、 <ul style="list-style-type: none">・必要なない従業員は入室できないこと・相談内容が室外から聴き取られないこと などの秘密保持に十分配慮したものと想定しております。 また、ISMSの要求事項を定めた国際規格ISO/I EC 27001の取得を前提とし、その登録時の範囲に、相談業務に使用する電話相談室が含まれていることが条件となります。
仕様書9 経費負担区分	「ふくしま24時間子どもSOS（0120-916-024）」および文科省からの転送分の通話料（着信者払い分）は、すべて受託者の積算に含めて計上したほうがよろしいでしょうか？	受託者の積算に計上する必要はありません。